

2020. 4

浄化槽を設置・使用される方へ

～市内の浄化槽設置等に係る手引き～

<浄化槽に係る手続き> — 必要に応じて手続きしてください —

- ☆ 浄化槽を設置するとき **建築確認申請書・浄化槽設置届出書**
- ☆ 浄化槽の使用を開始するとき **浄化槽使用開始報告書**
- ☆ 浄化槽の維持管理をするとき **保守点検・清掃・法定検査**
- ☆ 浄化槽の管理者が変わったとき **浄化槽管理者変更報告書**
- ☆ 浄化槽の使用を廃止するとき **浄化槽使用廃止届出書**

この手引きは、建築確認関係書類、浄化槽の説明書や保守点検記録票などと一緒に大切に保存し、必要に応じてご利用ください。

❖ 浄化槽設置手続き時の必要書類

(町田市浄化槽の設置及び管理に関する要綱 別表第1) 要旨

1. 浄化槽法第13条の規定による国土交通大臣の認定を受けた浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模を変更する場合

添付書類	部数	
	建築確認を伴わない場合	建築確認を伴う場合
(1) 建築物の平面図(配置図及び配管図を含む。)	3部	2部
(2) 付近の見取図	3部	2部
(3) 型式適合認定書(別添仕様書及び図面を含む。)又は型式部材等製造者認証書の写し	3部	2部
(4) 道路や河川を使用する場合は、その許可証等の写し(道路占用許可書、河川放流の確認書など)	3部	2部
(5) 浄化槽法第7条検査依頼書払込票兼受領証の写し	1部	1部
(6) 浄化槽カード(P18参照)	1部	1部
(7) 浄化槽の放流水を地下浸透する場合は、その事前協議確認書	3部	2部
(8) そのほか市長又は建築主事が必要と認める図書	3部	2部

注記省略

2. 浄化槽法第13条の規定による国土交通大臣の認定を受けていない浄化槽を設置する場合

添付書類	部数	
	建築確認を伴わない場合	建築確認を伴う場合
(1) 浄化槽の構造図、仕様書及び処理工程図	3部	2部
(2) 設計計算書	3部	2部
(3) 建築物の平面図(配置図及び配管図を含む。)	3部	2部
(4) 付近の見取図	3部	2部
(5) 道路や河川を使用する場合は、その許可証等の写し(道路占用許可書、河川放流の確認書など)	3部	2部
(6) 浄化槽法第7条検査依頼書払込票兼受領証の写し	1部	1部
(7) 浄化槽カード(P18参照)	1部	1部
(8) 浄化槽の放流水を地下浸透する場合は、その事前協議確認書	3部	2部
(9) そのほか市長又は建築主事が必要と認める図書	3部	2部

注記省略

◆ 目 次 ◆

浄化槽を設置する上での留意点	1
❖ 浄化槽に関する手続きをされる事業者の方へ	
❖ 高度処理型浄化槽の設置について	
❖ 浄化槽の設置工事について	
❖ 浄化槽放流水の地下浸透について	
❖ 東京都生活排水対策指導要綱 別表第1	
浄化槽を設置する際の手続き	3
❖ 建築確認を伴う場合	
❖ 建築確認を伴わない場合	
❖ 注意事項	
❖ 浄化槽カード記入例	
浄化槽の設置が完了した後の手続き	6
❖ 浄化槽管理者への関係書類の引継ぎ	
❖ 浄化槽の使用を開始するとき	
❖ 浄化槽管理者が変わるとき	
❖ 浄化槽の使用を廃止するとき	
浄化槽の維持管理に必要な手続き等	8
❖ 保守点検	
❖ 清掃	
❖ 保守点検及び清掃の記録の保存	
❖ 法定検査	
様式類	11
❖ 浄化槽設置届出書	
❖ 町田市浄化槽管理者変更報告書	
❖ 浄化槽使用廃止届出書	
❖ 浄化槽使用開始報告書	
❖ 浄化槽カード	

町田市に浄化槽を設置する上での留意点

❖ 浄化槽に関する手続きをされる事業者の方へ

この手続きは非常に重要です。浄化槽関係事業者の方は、浄化槽のプロとして、浄化槽管理者に対して、適正な手続きや使用方法等をアドバイスするようご協力をお願いします。

❖ 高度処理型浄化槽の設置について

東京湾での赤潮の発生など富栄養化を防ぐため、東京湾に流れ込む河川地域にお住まいの方には、窒素やりんを除去できる高度処理型浄化槽（「東京都生活排水対策指導要綱 別表第1」次頁）を設置していただいています。東京湾をきれいにするためにぜひ守ってください。

❖ 浄化槽の設置工事について

浄化槽の設置工事は必ず都知事への登録・届出を行っている工業者に依頼してください。工業者については、下記問い合わせ先に確認してください。

問い合わせ先

東京都都市整備局市街地建築部建設業課事務係

電話 03-5388-3352

❖ 浄化槽放流水の地下浸透について

東京都では、浄化槽放流水の地下浸透を原則禁止しております。しかし、浄化槽の設置場所の近くに、放流できる水路や側溝等がない場所では、「東京都合併処理浄化槽放流水の地下浸透に関する指導要綱」に適合する条件での浄化槽の地下浸透を認めています。

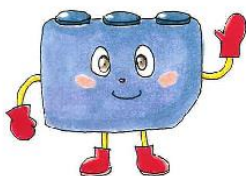
地下水が汚染されることを防ぐため、この要綱に基づく適正な手続きを行ってください。

なお、浄化槽の放流水を地下浸透する場合、水路や側溝等に放流する場合と設置基準等が異なります。また、東京都と事前に協議を行い、事前協議確認書の交付を受ける必要があります。詳細については、下記問い合わせ先に確認してください。

問い合わせ先

東京都多摩環境事務所 環境改善課 水質係

電話 042-525-4771(直通)



じょうかそうくん

❖ 東京都生活排水対策指導要綱 別表第1

地 域	処理対象 人 員	構 造	処理能力 (mg/ℓ)			
			BOD	COD	T-N (全窒素)	T-P (全リン)
総量規制に係る 指定地域 ^{※1} 町田市の内、 境川流域を 除く地域	50人以下	建設省告示 ^{※2} 第1第三号に基づく構造を有するもの、またはこれと同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けたもの	20	—	20	—
	51人から 200人	建設省告示第9に基づく構造を有するもの、またはこれと同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けたもの	10	15	20	1
	201人以上	建設省告示第11に基づく構造を有するもの、またはこれと同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けたもの	10 ^{※3}	15	10	1
その他の 地域 町田市の内、 境川流域の 地域	50人以下	建設省告示第1第一号、第二号、第三号に基づく構造を有するもの、またはこれと同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けたもの	20	—	—	—
	51人以上	建設省告示第6に基づく構造を有するもの、またはこれと同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けたもの	20	30	—	—

※1 総量規制に係る指定地域とは、水質汚濁防止法施行令別表第2第一号ハに掲げる区域をいう。

※2 建設省告示とは、昭和55年建設省第1292号をいう。

※3 総量規制に係る指定地域における201人以上の浄化槽にあっては、併せて放流水のBOD平均目標5mg/ℓも基準とする。

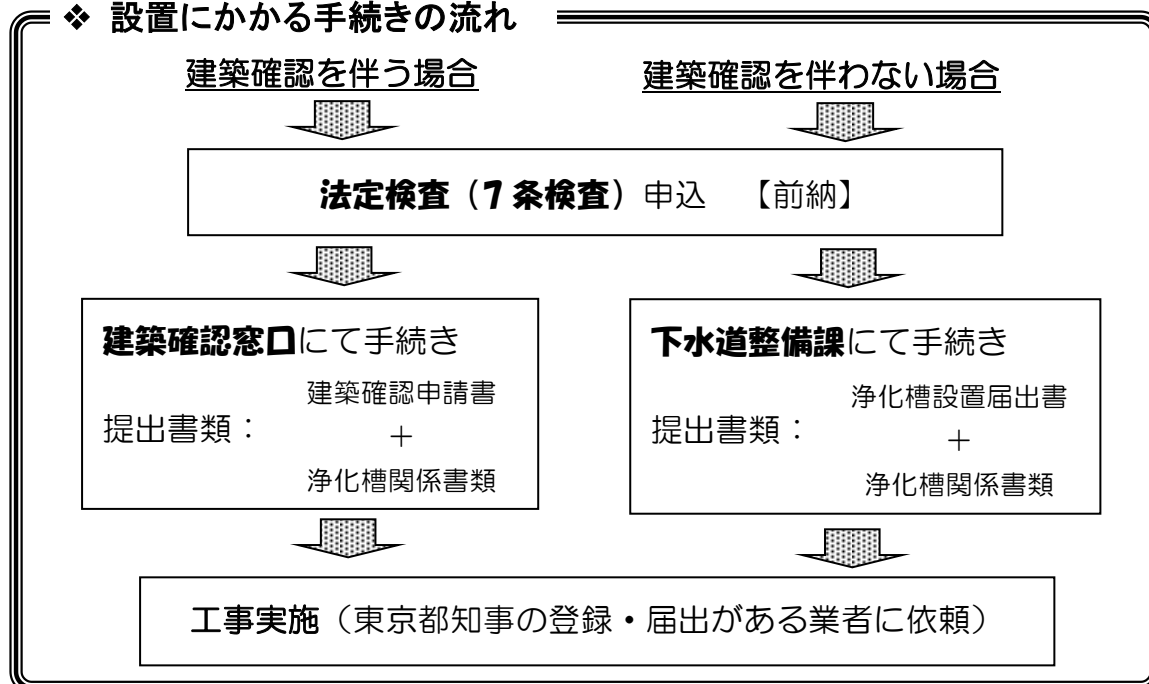
東京都における総量規制地域

東京湾に流入する河川流域
(東京都全域)
ただし、島しょ及び町田市の一部
(境川流域)を除く



浄化槽を設置する際の手続き

❖ 設置にかかる手続きの流れ



❖ 建築確認を伴う場合

建築確認が必要な住宅の**新築**や**増改築**に伴い浄化槽を設置するとき

- ☆ 提出書類 「町田市浄化槽の設置及び管理に関する要綱 別表第1」(表紙内側)に記載する添付書類を建築確認申請書と一緒に提出してください。
- ☆ 窓 口 市の建築主事又は民間指定確認検査機関

建築確認済証受領後、機種や人槽数など届出内容に変更が生じたときは、届出が必要です。確認申請をした窓口に改めて、変更した内容で上記提出書類の提出をしてください。

また、建築確認手続きが終わると、その浄化槽は設置されるものとして、町田市に登録されます。建築確認後、建築を取り止めるなど浄化槽設置に至らなかった場合、浄化槽廃止届出書の提出が必要です。下水道整備課窓口にてお手続きください。

❖ 建築確認を伴わない場合

建築確認を必要としない浄化槽の設置(くみ取り便所から浄化槽への切り替え、浄化槽の更新又は、建築確認が必要のない地域での工事など)が対象となります。

- ☆ 提出書類 「浄化槽設置届出書」と共に「町田市浄化槽の設置及び管理に関する要綱 別表第1」(表紙内側)に記載する添付書類を提出してください。
- ☆ 窓 口 町田市下水道部下水道整備課 浄化槽係(裏表紙内側参照)

❖ 注意事項

- 法定検査(7条検査)の申込 (P.10 参照)
浄化槽法第7条に定める検査を事前に申し込み、その検査手数料の振替払込請求書兼受領証の写しを「浄化槽カード」の裏面に貼り付けてください。

■ 浄化槽カード

未提出や記入漏れが多いため、ご注意ください。記入例を参考に必要事項を記載し、必ず提出してください。

■ 浄化槽カードが提出されない？

浄化槽設置手続き時に提出しないと、市では浄化槽の設置が確認できません。その結果、町田市の浄化槽台帳に登録されていない**無届の浄化槽**となります。

このような浄化槽は、適正な維持管理指導ができないばかりか、**市の浄化槽に係る補助制度等が利用できない場合があります。**

建築確認や浄化槽設置の手続きをされる事業者の方は、必ず建築確認の窓口に提出してください。十分な配慮をお願いします。

❖ 浄化槽カード記入例

【浄化槽カード表面】

浄化槽カード

設置場所 住居表示*1		町田市〇〇町〇-〇-〇		建物名称 東京都町田市役所	
設置者 住所氏名 フリガナ		東京都町田市△△町△-△-△			
電話*2		(株)町田市		電話 042 (000) 0000	
担当部署名 フリガナ		多摩営業所営業1課 ☆☆ ☆☆ 電話 042 (000) 0000			
構造方法*3		脱窒ろ床接触ばっ気方式		容量	3.0 m ³
名称*4		×××社ABC型		処理対象 人員	5人
実使用人員		3人		建物総面積	100 m ²
建築用途 専用住宅					
処理方式 等 *5		告示番号 55建告第 1292号1-3		型式認定番号 01Cadca005△△△△	
工事施工者			放流場所		
電話042(000)0000 浄化槽工事(株) 登録番号〇〇〇号			側溝放流		
浄化槽法7条検査*6		申込日	2020年〇月×日		
		受検日	年 月 日		
建築確認年月日		年 月 日 確認番号第 号			
確認済証交付者					
町田市	設置届受理*7 カード受付	年 月 日 受理番号第 号			
使用開始年月日		年 月 日			
台帳入力					

*記入については、裏面の「記入要領」参照のこと。

●住所は正確に又必ず建物名称を記入してください。

●建築基準法告示等に基づく正式な構造方法を省略せずに記入してください。

●メーカー名・型式を記入してください。

●工事業者名は必ず記入するか、未定の場合、必ず連絡してください。

●建築確認後機種を変更する場合は、機種変更に○を付けてください。それ以外の古くなった浄化槽の交換などは全て新規となります。

●設置者の住所、氏名、電話番号を記入してください。建売住宅等で購入者が未定の場合、現所有の本社会社名、住所、電話番号を記入してください。

●転居により、すでに設置されている浄化槽を使用する場合は、浄化槽管理者の変更が必要です。

●法人が設置する浄化槽の場合、設置者には、会社本社名等を記入してください。この欄には、担当部署、営業所、担当者等の連絡窓口を記入してください。

●告示番号・形式適合番号のどちらかを必ず記入してください。

●放流場所の記入は重要です。必ず記入してください。

●新規 機種変更*8

●グレーの部分は記入不要です。

【浄化槽法第7条検査依頼書（兼払込用紙）】

02		東京		払込取扱票				通常払込料金加入者負担								
口座記号番号								金額	千	百	十	万	千	百	十	円
-								*				1	3	5	0	0
各票の*印欄は、ご依頼人において記載してください。	加入者名 公益財団法人 東京都環境公社							料金	備考							
	* 浄化槽法第7条検査依頼書 浄化槽法第7条により、下記の浄化槽の検査を依頼します。															
	氏名 (法人名)		町田 芝比呂			【電話番号 042-722-3111】										
	設置場所		東京都 町田 (市) 町・村中町1丁目20-23													
使用開始予定日		2020年10月1日			設置申請日		2020年4月1日									
メーカー		〇〇〇(株)			工事業者		△△△(株)									
処理対象人員		1.2㎡ 5人槽			処理方法		嫌気ろ床接触ばっ気									
ご依頼人 おところ【電話番号194-8520】 * 東京都町田府中町1丁目20-23 おなまえ 町田 芝比呂 様 【電話番号 042-724-4206】							日附印									
裏面の注意事項をお読みください。【ゆうちょ銀行】(承認番号東京〇〇〇号) これより下部には何も記入しないでください。																

振替払込請求書兼受領証														
口座記号番号														
加入者名 公益財団法人 東京都環境公社														
金額 千 百 十 万 千 百 十 円 * 1 3 5 0 0														
ご依頼人 おなまえ * 町田 芝比呂 様														
料金 備考														
この表裏紙は、大切に保管してください。														

【浄化槽カード裏面】

7条検査受検申込済書(写)貼付欄*9				←この枠内を塗り塗って貼付してください。	
処理フロー	*10				
各槽・室名称				m ³	有効容量
				m ³	
				m ³	
				m ³	
				m ³	

ゆうちょ銀行・郵便局で振込み後、この部分の写しを貼り付けてください。

●現場打ちで設置する浄化槽などは、*10に注意して記入してください。

- * 記入要領
- 表面
- *1 「設置場所住居表示」欄で、住居表示が決まっていない場合は、地番等を記入すること。建物名称も必ず記入すること。
 - *2 「設置者」欄は、法人の場合には、法人名及び本社所在地・電話番号を記入すること。また、「担当部署名」欄内、直接の担当支店・営業所・部課名、担当者名連絡先等を記入すること。
 - *3 「構造方法」欄は、建築基準法関係告示の「〇〇方式」等の構造方法を記入すること。
 - *4 「名称」欄は、メーカー名及び型式を記入すること。
 - *5 「処理方法等」欄は、告示番号等を記入すること。
 - *6 「浄化槽法7条検査」欄は、法定検査受検申込日を記入すること。
 - *7 の部分は、記入の必要はありません。(行政使用欄)
 - *8 機種変更の場合は、○を付け、空欄に機種変更前の建築確認番号等を記入して下さい。
- 裏面
- *9 「7条検査受検申込済書(写)」を添付すること。
 - *10 浄化槽法第13条の規定による国土交通大臣の認定を受けていない浄化槽を設置する場合は、「処理フロー」「各槽・室名称」「有効容量」を記入すること。それ以外は記入の必要はありません。

浄化槽の設置が完了した後の手続き

- 浄化槽付物件を購入したら……**浄化槽管理者変更報告書**
- 浄化槽の使用を開始したら……**浄化槽使用開始報告書**
→ 使用開始後3～8カ月の内……**法定検査（7条検査）の受検**
- 浄化槽の使用を取り止めたら……**浄化槽使用廃止届出書**

❖ 浄化槽管理者への関係書類の引継ぎ

浄化槽が設置された建売住宅を購入した方や、住宅の新築・増改築により浄化槽を設置した方は、必ず購入した住宅販売業者や工事業者などから浄化槽の説明を受けるとともに、浄化槽関係書類(各種報告・届出様式・浄化槽取扱説明書等)の引渡しを受けてください。



設計事務所及び不動産事業者等の方へ

浄化槽工事が完了し、新しい所有者に引渡す際、浄化槽法に基づく諸手続きや浄化槽の使用方法など、浄化槽を使用するに当って必要な説明や取扱説明書などの引継ぎを必ず行ってください。

新しい所有者が手続き漏れ等により、不利益を被ることのないようお願いします。

引渡しを受け、浄化槽を所有した方(浄化槽管理者)は、以下の手続きが必要です。

❖ 浄化槽の使用を開始するとき(浄化槽法第10条の2第1項)

☆ 提出書類 浄化槽使用開始報告書

☆ 窓 口 町田市下水道部下水道整備課 浄化槽係(裏表紙内側参照 郵送可)

必ず、浄化槽の使用開始日から30日以内に、「浄化槽使用開始報告書」に必要事項を記載し、提出してください。

❖ 浄化槽管理者が変わるとき(浄化槽法第10条の2第3項)

☆ 提出書類 浄化槽管理者変更報告書

☆ 窓 口 町田市下水道部下水道整備課 浄化槽係(裏表紙内側参照 郵送可)

住宅販売業者等から浄化槽が設置されている建物を購入した場合、町田市に登録されている浄化槽管理者の名義は、住宅販売業者のままになっています。「浄化槽管理者変更報告書」に必要事項を記載し、提出してください。

また、相続や売買等により建物の所有者が変わり、浄化槽管理者を変更した場合も、この手続きが必要です。

■ 浄化槽管理者変更報告書が提出されない？

実際に浄化槽を使用している方が、浄化槽管理者として登録されていないので、浄化槽に係る補助制度等が利用できなくなる可能性があります。

また、市からのお知らせが、変更前の所有者(前浄化槽管理者)に送付されてしまいます。必ず手続きをお願いします。

❖ 浄化槽の使用を廃止するとき(浄化槽法第11条の3)

☆ 提出書類 浄化槽使用廃止届出書

☆ 窓 口 町田市下水道部下水道整備課 浄化槽係(裏表紙内側参照 郵送可)

下水道への接続や、建替えによる浄化槽の切り替え等で、既設の浄化槽を廃止した時は、廃止の届出が必要です。「浄化槽使用廃止届出書」に必要事項を記載し、提出してください。

■ 浄化槽使用廃止届出書が提出されない？

浄化槽法では、浄化槽の使用を廃止した日から30日以内に届出を行わないと、5万円以下の過料に処せられることがあります(浄化槽法第11条の3及び68条)。必ず浄化槽使用廃止届出書を提出してください。

浄化槽の維持管理に必要な手続き等

浄化槽は、微生物の働きを利用して、トイレの汚水や生活排水をきれいにする施設です。微生物が活動しやすい環境を保つように維持管理することが必要です。浄化槽法では、適正な維持管理のため、浄化槽管理者について「**保守点検**」「**清掃**」「**法定検査**」の3つの義務が定められています。

環境を保全し、浄化槽の機能を十分に発揮しながら、長期間お使いいただくためにも、この3つの義務を遵守してください。

❖ それぞれに専門業者がいます。個別にお問合せください。

保守点検登録業者……町田市では保守点検業者の登録制度が設けられています。登録された保守点検業者の一覧をホームページで公開しています。

【サイト内検索で、「浄化槽保守点検業者一覧」と検索。】

清掃許可業者……以下の2社が許可を受け、町田市にて営業しています。

(株)関東総業 (電話 042-774-6780)

(株)町田清掃社 (電話 042-725-6413)

法定検査指定機関……以下の機関が東京都より指定を受け、法定検査を行っています。

公益財団法人東京都環境公社 多摩分室

電話 042-595-7982

住所 立川市錦町四丁目6番3号 東京都立川合同庁舎3階 多摩環境事務所内

❖ 保守点検(浄化槽法第8条及び第10条)

浄化槽の型式に応じて、浄化槽法に定められた回数で、点検、調整、簡易な補修、清掃時期の判断、消毒剤の補充などを行う作業が保守点検です。

使用開始前には、使用人数に合わせて機器類を調整するほか、定期的な保守点検の実施が必要です。

保守点検は、浄化槽管理者が自ら行うか、町田市長の登録を受けた保守点検業者(以下「市登録保守点検業者」という。)に委託することができます。専門的な知識や技術が必要となりますので、市登録保守点検業者に委託し、実施してください。

※保守点検業者一覧は町田市ホームページにて公開しています。

サイト内検索で、「浄化槽保守点検業者一覧」と検索。

<保守点検回数>

浄化槽の種類	処理対象人員 20 人以下	処理対象人員 21 人以上 50 人以下
合併処理浄化槽	4 ヶ月に 1 回以上	3 ヶ月に 1 回以上

※保守点検回数は処理方式により異なる場合がありますので、町田市下水道整備課浄化槽係、あるいは市登録保守点検業者等にご確認ください。



保守点検業者との契約にあたってのご注意

保守点検を行わないと、故障や清掃時期に気付かず、修理費の増大や悪臭の発生など思わぬ負担を招く結果となります。市登録保守点検業者との契約に際しては、契約内容について、以下の点をしっかり確認し、説明を受けてから契約してください。

- ① 点検の内容及び回数
- ② 点検費用
- ③ 契約内容にない事が生じた場合の業者側の対応(協議事項)について

もし、保守点検の受託者が実際に保守点検をせず、問題が発生した場合、保守点検契約を結んだ浄化槽管理者が浄化槽法に基づき処罰されることがあります。そのようなことがないように、しっかりと契約内容や保守点検記録票を確認してください。

法定検査は、保守点検と別に受検する必要があります。もし、「うちで保守点検をすれば、法定検査を受けなくていい」といった法律違反をすすめる業者がいましたら、すぐに町田市へ通報してください。

❖ 清 掃(浄化槽法第10条)

浄化槽を使っていると、汚泥やスカム等(以下「汚泥等」という。)が溜まってきます。汚泥等を引き出し、槽内を洗浄する作業が清掃です。

清掃を行わないと、大量の汚泥等が溜まり、浄化槽の機能低下や汚泥等の流出を招き、処理水質の悪化、悪臭の発生を引き起こします。清掃は、前記の保守点検時の状況により実施時期を判断し、年1回以上(浄化槽の種類や使用人数等によって異なる場合があります。)実施するように定められています。町田市許可業者(P.8)に委託し実施してください。

■ 保守点検・清掃を行わないと？

汚泥が流出や悪臭の発生を招きます。ご近所の生活にも影響を与えるので、苦情にも繋がりがねません。十分にご注意ください。

❖ 保守点検及び清掃の記録の保存(浄化槽法施行規則第5条第8項)

保守点検や清掃の記録は、3年間保存するよう義務づけられています。
ファイル等で保管し、法定検査等必要なときにすぐに取り出せるようにしてください。

■ 保守点検及び清掃の記録を保存しないと？

浄化槽法では、浄化槽を適正に維持管理することが求められています。記録を保管せず、また町田市の確認検査を拒む場合には、最高30万円の罰金に処せられる場合があります(浄化槽法第64条)。

❖ 法定検査(浄化槽法第7条、第11条)

浄化槽が適正に設置・管理され、本来の機能を十分に発揮しているかどうかを確認するための検査です。日頃の保守点検や清掃の状況、水質を検査します。

安心して浄化槽を使い続けるために、この法定検査を必ず受検してください。

・設置後の検査(7条検査)…使い始めて3ヶ月を経過した日から5ヶ月以内の浄化槽検査

建築確認申請や浄化槽設置届出に先立ち、検査依頼書(兼払込取扱票)により法定検査指定機関(P.8)までお申し込みください。

・定期検査(11条検査)…設置後検査(7条検査)の後、毎年1回の浄化槽検査

法定検査指定機関(P.8)へ直接お申し込みください。

法定検査は、都知事が指定した指定検査機関「公益財団法人東京都環境公社 多摩分室」が行います。法定検査受検後、検査結果が通知されます。**問題点がある場合には、保守点検業者や工事業者などに相談し改善してください。**

また、検査結果は、町田市にも報告され、生活環境上大きな支障を及ぼすと考えられる場合には、市から浄化槽管理者の方に改善の指導をさせていただきます。

■ 法定検査を受けないと？

浄化槽の工事や維持管理の不具合が発見できず、将来、浄化槽が傾いたり、配管が詰まったりして、修繕や維持に多額の費用を要することがあります。

浄化槽法では浄化槽を適正に機能させるために、工事や維持管理等の様々な基準が定められています。

この基準どおりに浄化槽が設置され、維持管理されているか判断するために、建築・設計や点検・調整などの高度な専門知識が必要です。

このため、専門知識を有した第三者による客観的な検査として、法定検査の制度があります。浄化槽の不具合を早期に発見し、浄化槽を正常かつ長くお使いになるためにも、法定検査の受検をお願いします。

平成18年2月より浄化槽法が改正され、法定検査未受検者には罰則が適用される場合があります(浄化槽法第66条の2)。法定検査を必ず受検してください。

様式類

浄化槽設置届出書

年 月 日

町 田 市 長 様

設置者の住所

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号（ ）

浄化槽を設置したいので、浄化槽法第5条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

1. 設置場所の地名地番			
2. 種類	①浄化槽法に基づく型式認定浄化槽 (名称 認定番号) ②その他		
3. 処理の対象	①し尿のみ ②し尿及び雑排水		
4. 当該浄化槽において処理するし尿等を 排出する建築物の用途及び延べ面積	m ²		
5. 処理対象人員及び算定根拠	人		
6. 処理能力	イ. 日平均汚水量	m ³ /日	
	ロ. 生物化学的酸素要求量の除去率	%	
	ハ. 放流水の生物化学的酸素要求量	mg/ℓ	
7. 放流先又は放流方法	①側溝 ②河川 ③湖沼 ④海域 ⑤地下浸透 ⑥その他（ ）		
8. 工事を行う予定の浄化槽工事業者の氏 名又は名称及び登録番号	氏名又は名称 登録番号		
9. 着工予定年月日	年 月 日	10. 使用開始予定年月日	年 月 日
11. 付近の見取図			
12. その他特記すべき事項			

行政庁記入欄

- (注意) 1. 2欄、3欄及び7欄は、該当する事項を○で囲むこと。
2. 11欄は、設置位置、放流経路、放流先、方位、道路及び目標となる地物を明示すること。
3. 12欄は、処理対象人員と使用予定人員が当面異なる場合にその使用人員を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

第4号様式（第4条関係）

年 月 日

町田市長 様

（変更後の管理者が記入）

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

町田市浄化槽管理者変更報告書

浄化槽法第10条の2第3項の規定により、次のとおり報告します。

浄化槽設置場所		町田市	
浄化槽 管理者	変更後	氏 名 〔法人にあつては名称 及び代表者の氏名〕	電話番号 ()
		住 所 〔法人の場合は、主た る事務所の所在地〕	
	変更前	氏 名 〔法人にあつては名称 及び代表者の氏名〕	
変更年月日		年 月 日	
			受付年月日

カ ー ド 番 号	
-----------	--

- 小型合併
- バッキ
- フハイ

浄化槽使用廃止届出書

年 月 日

町田市長 様

届出者

住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

浄化槽の使用を廃止したので、浄化槽法第11条の3の規定により、次のとおり届け出ます。

1 設置場所の地名地番	
2 使用廃止の年月日	年 月 日
3 処理の対象	①し尿のみ ②し尿及び雑排水
4 廃止の理由	
※ 事務処理欄	

（注意）

- ※欄には、記載しないこと
- 3欄は、該当する事項を○で囲むこと

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

カード番号	
-------	--

- 小型合併
- バッキ
- フハイ

受付年月日

年 月 日

町田市長 様

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

町田市浄化槽使用開始報告書

浄化槽法第10条の2第1項の規定により、次のとおり報告します。

浄化槽設置場所	町田市	
使用開始年月日	年 月 日	
建築主又は 浄化槽管理者	住 所	
	氏 名	
浄化槽の規模(処理対象人員)	人	
浄化槽設置届出年月日	年 月 日	
技術管理者の氏名 (処理対象人員501人以上 の場合のみ記入)		
	受付 年月日	

カード番号	
-------	--

- 小型合併
- バッキ
- フハイ

浄化槽カード

建築確認申請・浄化槽設置届出など浄化槽設置の手続き時に、
浄化槽カードを提出してください。



浄化槽カード

		新規・機種変更*8	
設置場所 住居表示*1		建物名称	
設置者 住所氏名 電話*2	フリガナ	電話 ()	
担当部署名	フリガナ	電話 ()	
構造方法*3		容量	m ³
名称*4		処理対象 人員	人
実使用人員	人	建物総面積	m ²
建築用途			
処理方式 等*5	告示番号	型式認定番号	
工事施工者		放流場所	
電話 ()			
浄化槽法7条検査*6	申込日	年	月 日
	受検日	年	月 日
建築確認年月日	年 月 日 確認番号第 号		
確認済証交付者			
町田市	設置届受理*7 カード受付	年 月 日	受理番号第 号
使用開始年月日	年 月 日		
台帳入力			

✂
キリトリ

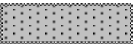
*記入については、裏面の「記入要領」参照のこと。

7条検査受検申込済書(写)貼付欄*9

←この枠内にのりを塗って貼付してください。

処理フロー *10				
各槽・室名称			m ³	有効容量
			m ³	
			m ³	
			m ³	
			m ³	

* 記入要領

- 表面
- *1 「設置場所住居表示」欄で、住居表示が決まっていない場合は、地番等を記入すること。建物名称も必ず記入すること。
 - *2 「設置者」欄は、法人の場合には、法人名及び本社所在地・電話番号を記入すること。また、「担当部署名」欄内、直接の担当支店・営業所・部課名、担当者名連絡先等を記入すること。
 - *3 「構造方法」欄は、建築基準法関係告示の「〇〇方式」等の構造方法を記入すること。
 - *4 「名称」欄は、メーカー名及び型式を記入すること。
 - *5 「処理方法等」欄は、告示番号等を記入すること。
 - *6 「浄化槽法7条検査」欄は、法定検査受検申込日を記入すること。
 - *7  の部分は、記入の必要はありません。(行政使用欄)
 - *8 機種変更の場合は、○を付け、空欄に機種変更前の建築確認番号等を記入して下さい。
- 裏面
- *9 「7条検査受検申込済書(写)」を添付すること。
 - *10 浄化槽法第13条の規定による国土交通大臣の認定を受けていない浄化槽を設置する場合は、「処理フロー」「各槽・室名称」「有効容量」を記入すること。それ以外は記入の必要はありません。

※前ページのコピー、キリコリしてください。

浄化槽問い合わせ窓口一覧

◆ 建築確認を伴う市内の浄化槽設置について

市の建築主事又は指定確認検査機関

◆ 建築確認申請を伴わない市内の浄化槽設置について

町田市下水道部下水道整備課 浄化槽係
電話 042-724-4306(直通)
FAX 050-3161-6537
〒194-8520 東京都町田市森野2-2-22

◆ 浄化槽の保守点検・清掃に関すること

町田市下水道部下水道整備課 浄化槽係 (上記参照)

◆ 法定検査の申し込み

東京都知事指定検査機関
公益財団法人東京都環境公社 多摩分室
電話 042-595-7982
〒190-0022 東京都立川市錦町四丁目6番3号
東京都立川合同庁舎3階 多摩環境事務所内

◆ 浄化槽放流水の地下浸透に関すること

東京都多摩環境事務所 環境改善課 水質係
電話 042-525-4771(直通)
〒190-0022 東京都立川市錦町四丁目6番3号

